

消費者庁及び消費者委員会の人事に関する会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 消費者庁長官及び消費者委員会委員には、新法制定の趣旨に合致した消費者目線を有した者から、適切な人物を選任されたい。
- 2 消費者庁及び消費者委員会の設立準備に当たり消費者目線での組織作りがなされるよう、その人事については拙速に陥ることなく、国民の意思を反映すべく慎重に判断されたい。

第2 声明の理由

1 2009年（平成21年）5月29日、消費者庁関連3法が成立した。その消費者庁関連3法に基づいた消費者庁の設立は、従前の産業育成中心の官庁からの転換を図り、消費者の権利を尊重しつつ消費者が安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進等を目的とする司令塔としての行政庁が創設されたという点で画期的であり、その果たす役割は極めて大きい。

また、消費者委員会は、消費者庁と同格の位置付けがなされ、消費生活への見識を有する消費者委員が独立した第三者機関として消費者行政全般に関する監視機能を有する機関である。

当会は、2008年（平成20年）5月9日付で、消費者が主役の「消費者庁」の実現を求める会長声明において早期の消費者庁設立を求めていたが、ようやく実現したものでありこれを高く評価する。

2 このような消費者庁及び消費者委員会の位置付けからすれば、消費者庁の長官は消費者の立場に立って任務を遂行し、消費者委員会の委員は消費者・国民と情報を共有しながらこれを不斷に監視する責務を負う。それを実現するためには、いかなる人を得るかが重要である。立派な器を作っても、適切な人事が行われなければ、消費者被害の根絶に寄与することは期待し得ない。

この点、従来の諮問型審議会のように各界の利益代表のバランスを考えて選任することは、消費者委員会設立の趣旨と根本から相反するものに他ならない。

消費者目線での消費者行政の監視を任務とする消費者委員会の委員としては、産業界の利益代表や消費者問題を類型的に発生させている事業分野と関連がある者、消費者問題に関わった経験のない者は、当然選任されるべきではない。そして、消費者委員会委員長の選任は、国や政府などの介入を許さず、消費者庁及び消費者委員会設置法 12 条 1 項に規定されているとおり、委員の自由な意思に基づいて互選により選任されるべきである。

以上述べてきたとおり、消費者庁の長官及び消費者委員会の委員は、徹底した消費者目線に立って権限を行使できる人物でなければならず、その為にも消費者問題に真摯に取り組んできた経験のある者から選出すべきである。

3 また、消費者庁長官及び消費者委員会委員の選任について、政府は 9 月発足を前提に人選を進めようとしている。

しかし、衆議院は 7 月 21 日午後の本会議で解散され、8 月 30 日の投票により新たな内閣が組織されることとなった状況に鑑みると、拙速に陥るべきではない。すなわち、消費者庁が、消費者問題に関する全省庁の司令塔としての役割を有し、その長官は他の省庁の大臣に匹敵すること、さらに消費者委員会はその監視役としての機能を担っていることから、消費者庁長官及び消費者委員会委員の選任は、組閣と同様に重要な人事であるというべきである。

よって、拙速な選任は厳に慎み、十分に国民の意見に耳を傾けて慎重を期するよう、強く求める。

2009年（平成21年）7月27日

横浜弁護士会
会長 岡部光平